

北茨城市告示第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、北茨城市都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年10月8日

北茨城市長 豊田

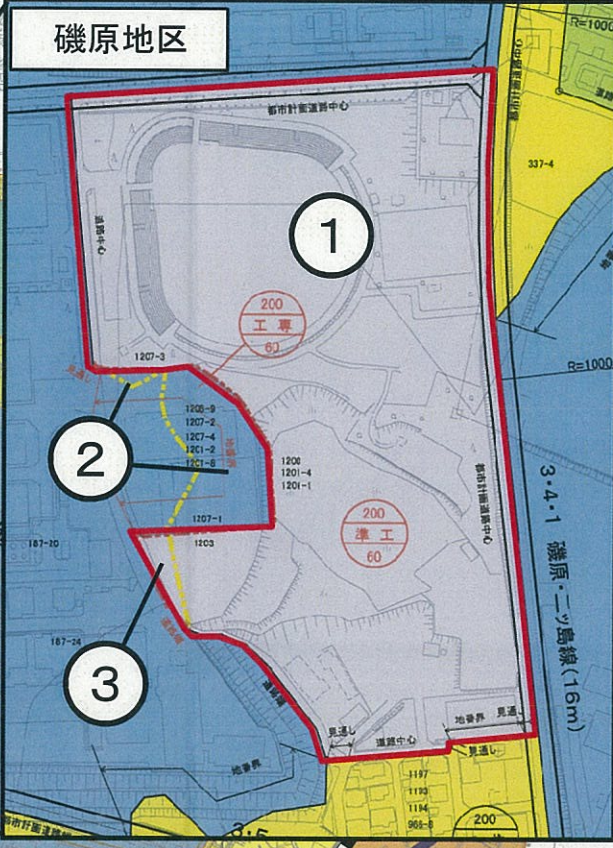
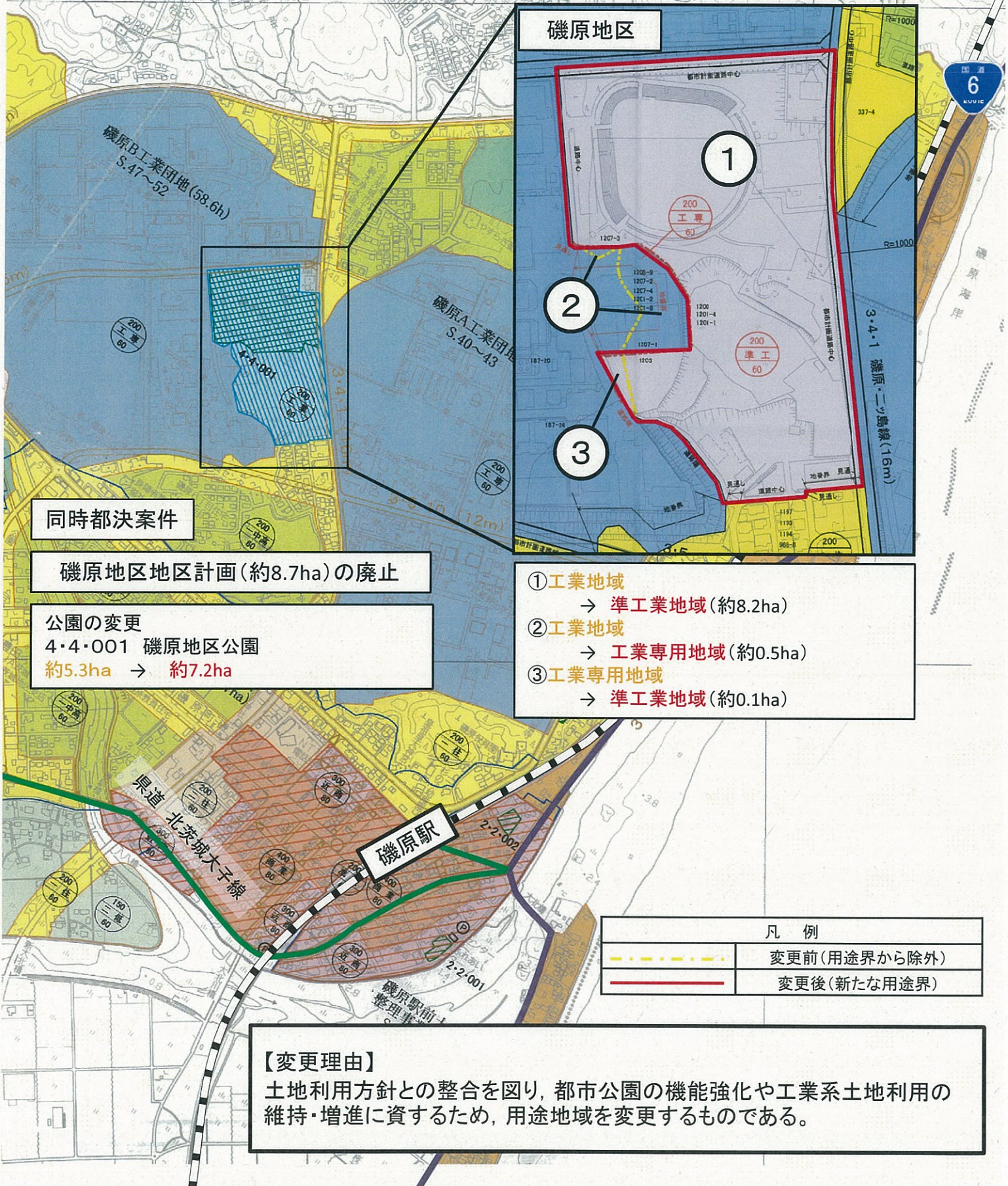


- 1 都市計画の種類及び名称
用途地域

- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 準工業地域
 - ア 追加する部分
北茨城市 磯原町磯原字大石、六石、西カセイ田の各一部
北茨城市 華川町臼場字駒木の一部
 - イ アに係る規制の内容
建ぺい率60%以下、容積率200%以下
 - (2) 工業地域
 - ア 削除する部分
北茨城市 磯原町磯原字大石、六石、西カセイ田の各一部
北茨城市 華川町臼場字駒木の一部
 - (3) 工業専用地域
 - ア 追加する部分
北茨城市 磯原町磯原字大石、六石の一部
 - イ アに係る規制の内容
建ぺい率60%以下、容積率200%以下
 - ウ 削除する部分
北茨城市 華川町臼場字駒木の一部

- 3 縦覧場所
北茨城市役所都市建設部都市計画課

北茨城都市計画 用途地域の変更(北茨城市決定)



- ①工業地域 → 準工業地域(約8.2ha)
- ②工業地域 → 工業専用地域(約0.5ha)
- ③工業専用地域 → 準工業地域(約0.1ha)

同時都決案件

磯原地区地区計画(約8.7ha)の廃止

公園の変更
4・4・001 磯原地区公園
約5.3ha → 約7.2ha

凡例	
	変更前(用途界から除外)
	変更後(新たな用途界)

【変更理由】
土地利用方針との整合を図り、都市公園の機能強化や工業系土地利用の維持・増進に資するため、用途地域を変更するものである。